

石川県公報

平成27年3月13日

第12781号(金曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目 次

告 示

- 介護扶助のための居宅介護を担当させる機関の指定 (厚生政策課) 1
- 介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関の指定 (同) 1
- 介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関の指定 (同) 2
- 介護支援給付のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関の指定 (同) 2
- 生活保護法に基づく指定介護機関の居宅介護支援事業所の廃止の届出 (同) 2
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の居宅介護事業所の廃止の届出 (同) 3
- 生活保護法に基づく指定介護機関の居宅介護事業所の休止の届出 (同) 3
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の居宅介護事業所の休止の届出 (同) 3
- 石川県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく知事監視製品の指定の失効 (薬事衛生課) 4
- 県道の区域の変更 (道路整備課) 4

- 県道の供用の開始 (同) 5
- 一般国道の区域の変更 (同) 5
- 一般国道の供用の開始 (同) 6
- 海岸保全区域の指定 (河川課) 6
- 建築基準法に基づき知事が指定する区域 (建築住宅課) 8

公 告

- 平成26年度後期技能検定合格者公告 (労働企画課) 9
- 農用地利用配分計画の認可申請及び縦覧公告 (農業政策課) 17
- 基本測量実施公告 (監理課) 19
- 経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求に関する公告 (同) 19
- 入札公告 (警察本部) 20

選挙管理委員会

- 県条例の制定又は改廃の請求及び県の事務等の監査の請求の場合の署名者の最低数 22
- 県議会の解散の請求並びに知事、副知事、県選挙管理委員、県監査委員及び県公安委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数 22
- 県議会議員の解職請求の場合の署名者の最低数 22
- 県教育委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数 23

告 示

石川県告示第89号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成27年3月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
株式会社 ハッピークローバー	河北郡内灘町向陽台1丁目315番地	ほっとデイサービス 井上の荘	河北郡津幡町井上の荘2丁目165番地	平成27年2月2日
〃	〃	ほっとデイサービス 内灘	河北郡内灘町向陽台1丁目315番地	〃
医療法人社団 聖来美クリニック	白山市井関町115番地1	えくぼ通所リハビリテーションセンター	白山市西米光町チ83番地1	平成27年3月1日

石川県告示第90号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律

(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成27年3月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
株式会社 ハッピークローバー	河北郡内灘町向陽台1丁目315番地	ほっとデイサービス 井上の荘	河北郡津幡町井上の荘2丁目165番地	平成27年 2月2日
〃	〃	ほっとデイサービス 内灘	河北郡内灘町向陽台1丁目315番地	〃
医療法人社団 聖来美クリニック	白山市井関町115番地1	えくぼ通所リハビリテーションセンター	白山市西米光町チ83番地1	平成27年 3月1日

石川県告示第91号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成27年3月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
社会福祉法人 共友会	小松市矢田野町ミ30番地	やたの居宅介護支援事業所	小松市矢田野町51の26番地	平成27年 1月20日
医療法人社団 聖来美クリニック	白山市井関町115番地1	居宅介護支援センター えくぼ	白山市平加町ニ66-1	平成27年 3月1日

石川県告示第92号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護支援給付のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成27年3月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
社会福祉法人 共友会	小松市矢田野町ミ30番地	やたの居宅介護支援事業所	小松市矢田野町51の26番地	平成27年 1月20日
医療法人社団 聖来美クリニック	白山市井関町115番地1	居宅介護支援センター えくぼ	白山市平加町ニ66-1	平成27年 3月1日

石川県告示第93号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり居宅介護事業所を廃止した旨の届出があった。

平成27年3月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
一般社団法人 石川県医療在宅ケア事業団	金沢市鞍月東2丁目48番地	能美根上訪問看護ステーション	能美市中町ソ76番地	平成27年 4月1日

石川県告示第94号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり居宅介護事業所を廃止した旨の届出があった。

平成27年3月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
一般社団法人 石川県医療在宅ケア事業団	金沢市鞍月東2丁目48番地	能美根上訪問看護ステーション	能美市中町ソ76番地	平成27年 4月1日

石川県告示第95号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり居宅介護事業所を休止した旨の届出があった。

平成27年3月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		休 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
有限会社 ホームナースセンター	小松市八幡辛355	ホームナースセンター訪問看護ステーション	小松市八幡甲138番地4	平成26年 12月1日
〃	〃	ホームナースセンター居宅介護支援事業所	小松市八幡辛60番	平成27年 1月1日

石川県告示第96号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり居宅介護事業所を休止した旨の届出があった。

平成27年3月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		休 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
有限会社 ホームナースセンター	小松市八幡辛355	ホームナースセンター訪問看護ステーション	小松市八幡甲138番地4	平成26年 12月1日
〃	〃	ホームナースセンター居宅介護支援事業所	小松市八幡辛60番	平成27年 1月1日

石川県告示第97号

石川県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年石川県条例第38号。以下「条例」という。）第10条第1項の規定により、知事監視製品の指定が次のとおり効力を失ったので告示する。

平成27年3月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 失効した知事監視製品を特定できる情報

- (1) 次の写真に示すとおり、被包に「CATIWARI 2nd」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
 (2) 次の写真に示すとおり、被包に「Elizabeth Psychedelic 2nd」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
 (3) 次の写真に示すとおり、被包に「syndrome」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
 （次の写真は、省略し、その写真を石川県健康福祉部薬事衛生課及び県保健福祉センターに備え置いて縦覧に供する。）

2 失効の理由

当該知事監視製品に、条例第2条第1項第3号又は第6号に掲げる薬物が含有されると認められるに至ったため

3 失効の日

- (1) 1の(1) 平成27年3月2日
 (2) 1の(2)及び(3) 平成27年3月6日

4 罰則の適用

条例第27条から第30条までの規定は、上記の知事監視製品の指定がその効力を失う前にした当該知事監視製品に係る行為についても、適用する。

石川県告示第98号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更する。

なお、その関係図面は、平成27年3月13日から同月27日まで縦覧に供する。

平成27年3月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道路の区域				関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	
金沢美川小松線	白山市小川町1146番地先から	旧	18.00~20.50	55.0	石川土木総合事務所維持管理課
	白山市小川町1146番地先まで	新	34.00~52.00	55.0	
金沢井波線	下記区間を道路区域から除外する。				県央土木総合事務所維持管理課
	金沢市清水町口11番1地先から 金沢市田島町む14番1地先まで		10.70~73.40	1,470.6	
"	金沢市若松町乙4番1地先から 金沢市清水町口56番1地先まで	旧	45.40~72.80	12.9	"
		新	45.40~72.80	12.9	
志賀富来線	羽咋郡志賀町富来牛下ル3番6地先から 羽咋郡志賀町富来牛下ル5番5地先まで	旧	28.88~44.28	40.5	羽咋土木事務所維持管理課
		新	45.97~102.10	40.5	
和倉和倉停車場線	下記区間を道路区域から除外する。				中能登土木総合事務所維持管理課
	七尾市和倉町ワ20番5地先から 七尾市和倉町ワ21番1地先まで		11.40~14.91	133.0	
輪島浦上線	輪島市上大沢町四字甲21番地先から 輪島市上大沢町五字2番甲地先まで	旧	10.65~35.35	61.1	奥能登土木総合事務所維持管理課
		新	12.00~62.80	61.1	

大谷狼煙飯田線	珠洲市三崎町雲津子部67番1地先から	旧	5.54~14.92	65.0	珠洲土木事務所 維持管理課
	珠洲市三崎町雲津子部68番1地先まで	新	17.32~23.63	65.0	
"	珠洲市川浦町式部35番21地先から	旧	5.59~10.64	79.3	"
	珠洲市川浦町式部35番18地先まで	新	8.44~12.34	79.3	
"	珠洲市川浦町式部30番1地先から	旧	5.32~16.42	77.3	"
	珠洲市川浦町式部29番1地先まで	新	15.55~24.33	77.3	
金沢田鶴浜線	羽咋郡志賀町倉垣子6番1地先から	旧	56.60~65.80	86.0	中能登土木 総合事務所 のと里山海道 維持管理課
	羽咋郡志賀町安津見西山開83番地先まで	新	60.20~99.50	86.0	

石川県告示第99号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。
 なお、その関係図面は、平成27年3月13日から同月27日まで縦覧に供する。

平成27年3月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
和倉和倉停車場線	七尾市和倉町ワ2番3地先から 七尾市和倉町和歌崎12番1地先まで	平成27年3月13日	中能登土木 総合事務所 維持管理課
輪島浦上線	輪島市上大沢町四字甲21番地先から 輪島市上大沢町五字2番甲地先まで	"	奥能登土木 総合事務所 維持管理課
大谷狼煙飯田線	珠洲市三崎町雲津子部67番1地先から 珠洲市三崎町雲津子部68番1地先まで	"	珠洲土木 事務所 維持管理課
"	珠洲市川浦町式部35番21地先から 珠洲市川浦町式部35番18地先まで	"	"
"	珠洲市川浦町式部30番1地先から 珠洲市川浦町式部29番1地先まで	"	"
金沢美川小松線	白山市小川町1146番地先から 白山市小川町1146番地先まで	平成27年3月14日	石川土木 総合事務所 維持管理課
志賀富来線	羽咋郡志賀町富来牛下ル3番6地先から 羽咋郡志賀町富来牛下ル5番5地先まで	"	羽咋土木 事務所 維持管理課
金沢田鶴浜線	羽咋郡志賀町倉垣子6番1地先から 羽咋郡志賀町安津見西山開83番地先まで	"	中能登土木 総合事務所 のと里山海道 維持管理課

石川県告示第100号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり一般国道の区域を変更した。
 なお、その関係図面は、平成27年3月13日から同月27日まで縦覧に供する。

平成27年3月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道路の区域			関係図面の縦覧場所	
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m)		延長(m)
415号	羽咋市神子原町は189番1地先から	旧	15.80~22.20	34.7	羽咋土木事務所維持管理課
	羽咋市神子原町は187番地先まで	新	29.00~37.20	34.7	

石川県告示第101号

次のとおり一般国道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、平成27年3月13日から同月27日まで縦覧に供する。

平成27年3月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
415号	羽咋市神子原町は189番1地先から 羽咋市神子原町は187番地先まで	平成27年3月14日	羽咋土木事務所維持管理課

石川県告示第102号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

なお、海岸保全区域の指定（平成21年石川県告示第288号）は、廃止する。

平成27年3月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

海岸名 押水・羽咋海岸

地区名	事項	説 明
押水地区・志雄地区・羽咋地区	区域の位置	起点 羽咋郡宝達志水町免田ヌ106番2地先 終点 羽咋市島出町上1番7地先 延長 12,644メートル
	基点の位置	点1号 (起点) 羽咋郡宝達志水町免田ヌ106番2地先標杭 点2号 羽咋郡宝達志水町免田ヌ104番2地先標杭 点3号 羽咋郡宝達志水町免田ヌ104番2地先標杭 点4号 羽咋郡宝達志水町北川尻ケ31番5地先標杭 点5号 羽咋郡宝達志水町北川尻ケ31番5地先標杭 点6号 羽咋郡宝達志水町北川尻ケ31番5地先標杭 点7号 羽咋郡宝達志水町北川尻ケ31番5地先標杭 点8号 羽咋郡宝達志水町北川尻ケ31番5地先標杭 点9号 羽咋郡宝達志水町北川尻ク144番地先標杭 点10号 羽咋郡宝達志水町北川尻ア2番1地先標杭 点11号 羽咋郡宝達志水町北川尻ア2番1地先標杭 点12号 羽咋郡宝達志水町北川尻サ43番1地先標杭 点13号 羽咋郡宝達志水町北川尻サ43番2地先標杭 点14号 羽咋郡宝達志水町北川尻サ4番地先標杭 点15号 羽咋郡宝達志水町北川尻サ15番2地先標杭 点16号 羽咋郡宝達志水町北川尻サ15番2地先標杭 点17号 羽咋郡宝達志水町北川尻サ24番2地先標杭

- 点18号 羽咋郡宝達志水町米出ル 3 番 1 地先標杭
- 点19号 羽咋郡宝達志水町米出ニ50番 2 地先標杭
- 点20号 羽咋郡宝達志水町米出ニ29番 2 地先標杭
- 点21号 羽咋郡宝達志水町今浜ソ 3 番 2 地先標杭
- 点22号 羽咋郡宝達志水町今浜ソ 3 番 2 地先標杭
- 点23号 羽咋郡宝達志水町今浜ソ 3 番 2 地先標杭
- 点24号 羽咋郡宝達志水町今浜ソ 3 番 4 地先標杭
- 点25号 羽咋郡宝達志水町今浜ソ 3 番 4 地先標杭
- 点26号 羽咋郡宝達志水町今浜ソ 3 番 4 地先標杭
- 点27号 羽咋郡宝達志水町今浜ソ 1 番11地先標杭
- 点28号 羽咋郡宝達志水町今浜ソ 1 番11地内標杭
- 点29号 羽咋郡宝達志水町今浜ソ 1 番 8 地先標杭
- 点30号 羽咋郡宝達志水町宿式乙 1 番 1 地先標杭
- 点31号 羽咋郡宝達志水町宿式乙 1 番 1 地先標杭
- 点32号 羽咋郡宝達志水町出浜リ 1 番 1 地先標杭
- 点33号 羽咋郡宝達志水町出浜リ 1 番 1 地先標杭
- 点34号 羽咋郡宝達志水町出浜リ 1 番 1 地先標杭
- 点35号 羽咋郡宝達志水町出浜リ 1 番 1 地先標杭
- 点36号 羽咋郡宝達志水町柳瀬子 1 番 1 地先標杭
- 点37号 羽咋郡宝達志水町柳瀬子 1 番 1 地先標杭
- 点38号 羽咋市新保町ア13番地先標杭
- 点39号 羽咋市新保町ア 4 番地先標杭
- 点40号 羽咋市粟生町サ 3 番地先標杭
- 点41号 羽咋市粟生町サ24番地先標杭
- 点42号 羽咋市粟生町サ30番地先標杭
- 点43号 羽咋市粟生町サ30番地先標杭
- 点44号 羽咋市千里浜町タ 4 番32地先標杭
- 点45号 羽咋市千里浜町タ 5 番 1 地先標杭
- 点46号 羽咋市千里浜町タ 4 番 1 地先標杭
- 点47号 羽咋市千里浜町タ 4 番 1 地先標杭
- 点48号 羽咋市千里浜町タ 4 番19地先標杭
- 点49号 羽咋市千里浜町タ 4 番19地先標杭
- 点50号 羽咋市千里浜町ソ10番 6 地先標杭
- 点51号 羽咋市千里浜町ソ10番 6 地先標杭
- 点52号 羽咋市千里浜町ソ10番22地先標杭
- 点53号 (終点) 羽咋市島出町上 1 番 7 地先標杭

陸域側境界 点 1 号から点 3 号までの各点を順次結んだ直線、点 4 号から点 9 号までの各点を順次結んだ直線、点10号から点19号までの各点を順次結んだ直線、点20号から点23号までの各点を順次結んだ直線及び点24号から点53号までの各点を順次結んだ直線

水域側境界 点 1 号から点 3 号までの各点から水際線に直角に水域側へそれぞれ距離107メートル、108メートル及び109メートルの点をア、イ及びウとし、アからウまでの各点を順次結んだ直線、同様に点 4 号、点 6 号、点 8 号及び点 9 号の各点からそれぞれ109メートル、171メートル、110メートル及び108メートルの点をエ、オ、カ及びキとし、エからキまでの各点を順次結んだ直線、同様に点10号から点15号まで及び点17号から点19号までの各点からそれぞれ108メートル、109メートル、90メートル、80メートル、80メートル、84メートル、97メートル、86メートル及び91メートルの点をク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ及びタとし、クからタまでの各点を順次結んだ直線、同様に点20

	号から点23号までの各点からそれぞれ90メートル、107メートル、116メートル及び115メートルの点をチ、ツ、テ及びトとし、チからトまでの各点を順次結んだ直線、同様に点24号から点27号までの各点からそれぞれ300メートルの点をナ、ニ、ヌ及びネ1とし、ナからネ1までの各点を順次結んだ直線、同様に点27号から91メートルの点をネ2、点29号から点38号までの各点からそれぞれ92メートル、99メートル、86メートル、95メートル、89メートル、93メートル、94メートル、89メートル、96メートル、100メートルの点をノ、ハ、ヒ、フ、ヘ、ホ、マ、ミ、ム、メ1とし、ネ1からメ1までの各点を順次結んだ直線、同様に点38号から点40号までの各点から300メートルの点をメ2、モ、ヤ1とし、メ1からヤ1までの各点を順次結んだ直線並びに同様に点40号から点42号まで、点44号から点46号まで及び点48号から点53号までの各点からそれぞれ106メートル、93メートル、90メートル、93メートル、97メートル、101メートル、114メートル、118メートル、127メートル、135メートル、141メートル及び140メートルの点をヤ2、ユ、ヨ、ラ、リ、ル、レ、ロ、ワ1、ワ2、ワ3及びワ4とし、ヤ1からワ4までの各点を順次結んだ直線
陸 域 幅	23メートルから168メートル
水 域 幅	50メートルから259メートル
保 全 区 域	陸域側境界線と水域側境界線とに挟まれた区域

付記 海岸保全区域平面図閲覧場所

- 1 金沢市鞍月1丁目1番地 石川県土木部河川課
- 2 羽咋市石野町へ31番地 石川県中能登土木総合事務所羽咋土木事務所

石川県告示第103号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項第4号の規定により、同条の規定を適用する区域を次のとおり指定し、平成27年4月1日から施行する。

なお、平成11年石川県告示第472号は、平成27年3月31日限り廃止する。

平成27年3月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

区 域		当該区域の詳細 図面の縦覧場所
市町村名	地 区 名	
七尾市	新屋町、上野ヶ丘町、垣吉町、川尻町、杉森町、高田町、田鶴浜町、東山町、舟尾町及び三引町の地区 中島町小牧、中島町鹿島台、中島町瀬嵐、中島町外、中島町田岸、中島町長浦、中島町深浦、中島町横見、中島町上島、中島町北免田、中島町鳥越、中島町西谷内、中島町古江、中島町藤瀬、中島町町屋、中島町上町、中島町浜田、中島町宮前、中島町谷内、中島町山戸田、中島町横田、中島町中島、中島町奥吉田、中島町河崎、中島町崎山、中島町外原、中島町土川、中島町豊田、中島町豊田町、中島町笠師、中島町塩津及び中島町筆染の地区	七尾市役所
鹿島郡中能登町	今羽坂、大槻、川田、黒氏、新庄、末坂、羽坂、廿九日、一青及び良川の地区 在江、久乃木、芹川、武部、坪川、徳前、西、二宮、井田、尾崎、小竹、最勝講、東馬場、水白、久江、小田中、小金森、曾弥、高島、福田及び藤井の地区 徳丸、西馬場、能登部上、能登部下及び金丸の地区	中能登町役場
		上記のほか石川県土木部建築住宅課

 公 告

平成26年度後期技能検定合格者公告

平成26年度後期技能検定に合格した者は、次のとおりである。

平成27年3月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

(特級)

金属熱処理

A甲0003 A甲0004

機械加工

A甲0003 A甲0004 A甲0006 A甲0010 A甲0011 A甲0012

A甲0013 A甲0015 A甲0017 A甲0018 A甲0021 B0001

B0002 B0005 B0007 B0008 B0010 B0015

B0021 B0025 C0001

工場板金

B0001

仕上げ

A甲0001 A甲0002 A甲0003 A甲0004 B0002 B0003

B0008 B0009

機械検査

B0001 B0002

機械保全

B0001 B0002

電子機器組立て

A甲0001

電気機器組立て

B0001

半導体製品製造

B0002 B0005

プリント配線板製造

A甲0003

自動販売機調整

A甲0001

空気圧装置組立て

B0001

油圧装置調整

B0002 B0003

建設機械整備

B0001 B0004

(1級)

さく井

パーカッション式さく井工事作業

C0003 C0005 C0006 C0007

ロータリー式さく井工事作業

A甲0001 A甲0002 A甲0004 C0002 C0003

鍛造

ハンマ型鍛造作業

A甲0001 A甲0002 A甲0003

工場板金

機械板金作業

A甲0001

数値制御タレットパンチプレス板金作業

C0001 C0002

機械検査

機械検査作業

A甲0005 A甲0009 A甲0015 C0001 C0002 C0010

C0011 C0012 C0013

機械保全

機械系保全作業

A甲0001 A甲0003 A甲0006 A甲0007 A甲0008 A甲0010

A甲0011 A甲0012 A甲0013 A甲0018 A甲0019 A甲0022

A甲0024 A甲0026 A甲0028 A甲0029 A甲0030 A甲0031

A甲0032 A甲0033 A甲0034 A甲0036 A甲0038 A甲0039

A甲0040 A甲0042 A甲0043 A甲0045 A甲0046 A甲0047

A甲0050 A甲0051 A甲0054 A甲0055 A甲0059 A甲0061

A甲0063 A甲0064 A甲0065 A甲0067 B0001 B0002

B0003 C0001 C0003 C0004 C0005 C0006

C0008 C0010 C0011 C0013 C0014 C0016

C0017 C0018 C0020 C0021 C0025 C0027

C0028 C0030 C0031 C0032 C0035 C0036

電気系保全作業

A甲0005 C0001 C0002 C0006 C0007 C0008

C0010 C0011 C0014 C0016

設備診断作業

C0001 C0004

半導体製品製造

集積回路チップ製造作業

A甲0001 A甲0008 A甲0013 C0004

集積回路組立て作業

C0002 C0005

自動販売機調整

自動販売機調整作業

A甲0001 A甲0004 A甲0005 A甲0007

時計修理

時計修理作業

A甲0002 C0001

空気圧装置組立て

空気圧装置組立て作業

A甲0001 A甲0002 A甲0003 A甲0004 A甲0006 A甲0007

A甲0008 A甲0009 A甲0010 C0001

油圧装置調整

油圧装置調整作業

A甲0002 A甲0004 A甲0010 A甲0011 A甲0013 A甲0014

A甲0027 A甲0028 B0001 B0002 B0003 B0005

B0006

農業機械整備

農業機械整備作業

A 甲 0 0 0 1 A 甲 0 0 0 3 B 0 0 0 2 C 0 0 0 1 C 0 0 0 2

冷凍空気調和機器施工

冷凍空気調和機器施工作業

A 甲 0 0 0 2 A 甲 0 0 0 6 A 甲 0 0 0 8 A 甲 0 0 0 9 A 甲 0 0 1 1 A 甲 0 0 1 2

A 甲 0 0 1 4 A 甲 0 0 1 7 A 甲 0 0 1 9 A 甲 0 0 2 0 C 0 0 0 1 C 0 0 0 2

C 0 0 0 3 C 0 0 0 4 C 0 0 0 5 C 0 0 0 6

和裁

和服製作作業

B 0 0 0 1 C 0 0 0 1

紙器・段ボール箱製造

印刷箱打抜き作業

A 甲 0 0 0 1 A 甲 0 0 0 2 A 甲 0 0 0 3 A 甲 0 0 0 4 A 甲 0 0 0 5 A 甲 0 0 0 6

A 甲 0 0 0 7

印刷箱製箱作業

A 甲 0 0 0 1

貼箱製造作業

A 甲 0 0 0 1 A 甲 0 0 0 2 A 甲 0 0 0 3 A 甲 0 0 0 4

みそ製造

みそ製造作業

A 甲 0 0 0 2 A 甲 0 0 0 3 A 甲 0 0 0 4

酒造

清酒製造作業

A 甲 0 0 0 1

建築大工

大工工事作業

A 甲 0 0 0 1 A 甲 0 0 0 4 A 甲 0 0 0 5 A 甲 0 0 0 6 A 甲 0 0 0 7 A 甲 0 0 0 8

A 甲 0 0 1 1 A 甲 0 0 1 2 C 0 0 0 2 C 0 0 0 3 C 0 0 0 4 C 0 0 0 5

C 0 0 0 6 C 0 0 0 7 C 0 0 0 8 C 0 0 1 0 C 0 0 1 2

かわらぶき

かわらぶき作業

A 甲 0 0 0 1 A 甲 0 0 0 2 A 甲 0 0 0 3 A 甲 0 0 0 4 A 甲 0 0 0 8 A 甲 0 0 0 9

A 甲 0 0 1 0 A 甲 0 0 1 1 A 甲 0 0 1 2 B 0 0 0 2 C 0 0 0 1

配管

建築配管作業

A 甲 0 0 0 1 A 甲 0 0 0 4 A 甲 0 0 0 8 A 甲 0 0 0 9 A 甲 0 0 1 0 A 甲 0 0 1 3

A 甲 0 0 1 5 B 0 0 0 1 C 0 0 0 1

厨房設備施工

厨房設備施工作業

B 0 0 0 2

型枠施工

型枠工事作業

A 甲 0 0 0 1 A 甲 0 0 0 5 B 0 0 0 2 B 0 0 0 3 B 0 0 0 4 B 0 0 0 5

C 0 0 0 1 C 0 0 0 2 C 0 0 0 4 C 0 0 0 5

鉄筋施工

鉄筋施工図作成作業

C 0 0 0 1 C 0 0 0 5

鉄筋組立て作業

A甲0001 C0001

コンクリート圧送施工

コンクリート圧送工事作業

A甲0001 A甲0002 A甲0003 C0001

防水施工

アスファルト防水工事作業

A甲0001

塩化ビニル系シート防水工事作業

C0001 C0002

改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業

C0001 C0002

自動ドア施工

自動ドア施工作業

A甲0002

ガラス施工

ガラス工事作業

A甲0001 A甲0002 A甲0004 A甲0005 C0001

機械・プラント製図

機械製図CAD作業

A甲0002	A甲0004	A甲0005	A甲0006	A甲0018	A甲0020
C0002	C0003	C0004	C0005	C0009	C0014
C0015	C0016	C0017	C0018	C0019	C0020
C0021	C0023				

電気製図

配電盤・制御盤製図作業

B0001

塗装

鋼橋塗装作業

A甲0004	B0001	C0001	C0002	C0003	C0004
C0005	C0006	C0007	C0008		

舞台機構調整

音響機構調整作業

C0002

(単一等級)

バルコニー施工

金属製バルコニー工事作業

A甲0002 A甲0003 A甲0006

(2級)

さく井

パーカッション式さく井工事作業

A甲0002 A甲0005 C0001 C0002

鍛造

ハンマ型鍛造作業

A甲0002

機械加工

普通旋盤作業

D0001

心無し研削盤作業

D 0 0 0 1

工場板金

機械板金作業

A 甲 0 0 0 1 A 甲 0 0 0 5 A 甲 0 0 0 7 A 甲 0 0 0 9 A 甲 0 0 1 1 A 甲 0 0 1 2
 B 0 0 0 1 B 0 0 0 2 B 0 0 0 3 B 0 0 0 4

数値制御タレットパンチプレス板金作業

A 甲 0 0 0 1 B 0 0 0 1 C 0 0 0 1

機械検査

機械検査作業

A 甲 0 0 0 3 A 甲 0 0 0 5 A 甲 0 0 1 1 A 甲 0 0 1 2 A 甲 0 0 1 8 A 甲 0 0 1 9
 A 甲 0 0 2 2 A 甲 0 0 2 3 A 甲 0 0 2 9 A 甲 0 0 3 4 A 甲 0 0 3 8 B 0 0 0 1
 B 0 0 0 3 B 0 0 0 4 B 0 0 0 5 B 0 0 0 6 B 0 0 0 7 B 0 0 0 9
 B 0 0 1 0 B 0 0 1 1 C 0 0 0 1

機械保全

機械系保全作業

A 甲 0 0 0 1 A 甲 0 0 0 2 A 甲 0 0 0 4 A 甲 0 0 0 7 A 甲 0 0 0 9 A 甲 0 0 1 9
 A 甲 0 0 2 0 A 甲 0 0 2 2 A 甲 0 0 2 3 A 甲 0 0 2 7 A 甲 0 0 3 1 A 甲 0 0 3 2
 A 甲 0 0 3 3 A 甲 0 0 3 5 A 甲 0 0 3 6 A 甲 0 0 4 1 A 甲 0 0 4 5 A 甲 0 0 4 7
 A 甲 0 0 4 8 A 甲 0 0 5 3 A 甲 0 0 5 4 A 甲 0 0 5 5 A 甲 0 0 6 6 A 甲 0 0 7 0
 A 甲 0 0 7 1 A 甲 0 0 7 3 A 甲 0 0 7 5 A 甲 0 0 7 6 A 甲 0 0 7 9 A 甲 0 0 8 6
 A 甲 0 0 8 9 A 甲 0 0 9 0 B 0 0 0 1 B 0 0 0 2 B 0 0 0 3 B 0 0 0 4
 B 0 0 0 8 B 0 0 1 5 B 0 0 1 6 C 0 0 0 1 C 0 0 0 2 C 0 0 0 6
 C 0 0 0 9 C 0 0 1 1 C 0 0 1 2 C 0 0 1 3 C 0 0 1 4 C 0 0 1 5
 C 0 0 1 7 C 0 0 2 0 C 0 0 2 1 C 0 0 2 2 C 0 0 2 3 C 0 0 2 4
 C 0 0 2 5 C 0 0 2 9 C 0 0 3 0 C 0 0 3 1 C 0 0 3 2 C 0 0 3 3
 C 0 0 3 6

電気系保全作業

A 甲 0 0 0 1 A 甲 0 0 0 2 A 甲 0 0 0 3 B 0 0 0 1 B 0 0 0 2 C 0 0 0 2
 C 0 0 0 4

電子機器組立て

電子機器組立て作業

D 0 0 0 1

電気機器組立て

シーケンス制御作業

A 甲 0 0 0 1 A 甲 0 0 0 2 A 甲 0 0 0 3 A 甲 0 0 0 4 A 甲 0 0 0 7 A 甲 0 0 0 9
 C 0 0 0 1

半導体製品製造

集積回路チップ製造作業

A 甲 0 0 0 1 A 甲 0 0 0 3 A 甲 0 0 0 8 C 0 0 0 4

集積回路組立て作業

A 甲 0 0 0 3

自動販売機調整

自動販売機調整作業

A 甲 0 0 0 1 A 甲 0 0 0 3 A 甲 0 0 0 5 B 0 0 0 1 C 0 0 0 1

時計修理

時計修理作業

A 甲 0 0 0 1

空気圧装置組立て

空気圧装置組立て作業

A甲0001	A甲0002	A甲0003	A甲0006	A甲0007	A甲0008
A甲0009	A甲0010	A甲0011	A甲0014	A甲0017	A甲0018
A甲0019	A甲0020	A甲0021	B0001	C0001	

油圧装置調整

油圧装置調整作業

A甲0003	A甲0004	A甲0006	A甲0008	B0001	B0002
C0003	C0008	C0009	C0011	C0013	C0014

農業機械整備

農業機械整備作業

A甲0001	A甲0002	A甲0003	A甲0004	A甲0005	A甲0006
A甲0007	A甲0009	B0002			

冷凍空気調和機器施工

冷凍空気調和機器施工作業

A甲0001	A甲0002	A甲0003	A甲0004	A甲0008	A甲0009
A甲0014	A甲0016	B0001	C0001		

和裁

和服製作作業

A甲0002	A甲0003
--------	--------

紙器・段ボール箱製造

印刷箱製箱作業

A甲0001

貼箱製造作業

A甲0001	A甲0002	A甲0003	A甲0004	A甲0005
--------	--------	--------	--------	--------

段ボール箱製造作業

A甲0001	A甲0002	A甲0004	A甲0005
--------	--------	--------	--------

みそ製造

みそ製造作業

A甲0002	A甲0004	A甲0006
--------	--------	--------

酒造

清酒製造作業

A甲0001

建築大工

大工工事作業

C0001

かわらぶき

かわらぶき作業

A甲0002

配管

建築配管作業

A甲0001	A甲0003	A甲0004	A甲0007	A甲0008	A甲0009
A甲0010	A甲0012	C0002			

型枠施工

型枠工事作業

B0001

鉄筋施工

鉄筋組立て作業

A甲0002

コンクリート圧送施工

コンクリート圧送工事作業

A甲0002 A甲0003 A甲0004 A甲0006 B0001

防水施工

塩化ビニル系シート防水工事作業

C0001 C0002

ガラス施工

ガラス工事作業

A甲0001 A甲0002 A甲0003 A甲0004

機械・プラント製図

機械製図CAD作業

A甲0003 A甲0008 A甲0009 A甲0011 A甲0012 A甲0013

A甲0014 A甲0018 A甲0019 A甲0022 A甲0023 A甲0026

A甲0027 A甲0029 A甲0031 A甲0033 A甲0041 A甲0042

C0001 C0003 C0007 C0009 C0011 C0013

C0018 C0019 C0027 C0028 C0031 C0032

C0035 C0036 C0037 C0041 C0043 C0044

C0045

電気製図

配電盤・制御盤製図作業

B0001 B0002

金属材料試験

組織試験作業

C0001

塗装

鋼橋塗装作業

C0001 C0002 C0003

舞台機構調整

音響機構調整作業

A甲0001 A甲0002 A甲0003 A甲0004 A甲0005 A甲0006

A甲0008 A甲0009 A甲0010 C0002 C0003

(3級)

造園

造園工事作業

A甲0001 A甲0002 A甲0003 A甲0004 A甲0005 A甲0006

A甲0007 A甲0008 A甲0009 A甲0010 A甲0011 A甲0012

A甲0013 A甲0014 A甲0015 A甲0016 A甲0017 A甲0018

A甲0019 A甲0021

機械加工

普通旋盤作業

A甲0001 A甲0002 A甲0003 A甲0004 A甲0005 A甲0006

A甲0007 A甲0008 A甲0009 A甲0010 A甲0011 A甲0012

A甲0013 A甲0014 A甲0015 A甲0016 A甲0017 A甲0018

A甲0019 A甲0020 A甲0021 A甲0022 A甲0023 A甲0024

A甲0025 A甲0027 A甲0028 A甲0029 A甲0030 A甲0032

A甲0033 A甲0034 A甲0035 A甲0036 A甲0037 A甲0040

A甲0041 A甲0042 A甲0044 A甲0045 A甲0046 A甲0047

A甲0048	A甲0049	A甲0050	A甲0051	A甲0052	A甲0053
A甲0054	A甲0055	A甲0056	A甲0057	A甲0058	A甲0059
A甲0060	A甲0061	A甲0062	A甲0063	A甲0064	A甲0065
A甲0066	A甲0067	A甲0068	A甲0069	A甲0070	A甲0071
A甲0072	A甲0073	A甲0074	B0002	B0003	B0004
B0005	B0006	C0001	C0002	C0004	C0006
C0007	C0008				

フライス盤作業

D0001	D0002	D0003	D0004	D0005	D0006
D0007	D0008				

機械検査

機械検査作業

A甲0001	A甲0002	A甲0003	A甲0005	A甲0006	A甲0007
A甲0008	A甲0009	A甲0012	A甲0013	A甲0015	A甲0016
A甲0018	A甲0019	A甲0020	A甲0022	A甲0023	A甲0024
A甲0025	A甲0027	A甲0029	A甲0031	A甲0032	A甲0033
A甲0034	A甲0035	A甲0036	A甲0037	A甲0038	A甲0039
A甲0040	A甲0041	A甲0042	A甲0043	A甲0044	A甲0045
A甲0046	A甲0047	A甲0048	A甲0049	A甲0050	A甲0051
A甲0052	A甲0053	A甲0054	A甲0055	A甲0057	A甲0058
A甲0059	A甲0062	A甲0063	A甲0064	A甲0065	A甲0068
A甲0070	A甲0072	A甲0073	A甲0074	A甲0076	A甲0077
A甲0080	A甲0083	A甲0085	A甲0086	A甲0087	A甲0088
A甲0089	A甲0090	A甲0092	A甲0093	A甲0094	A甲0095
A甲0098	A甲0099	A甲0100	A甲0101	A甲0102	A甲0103
A甲0104	A甲0105	A甲0106	A甲0107	A甲0108	A甲0110
A甲0111	A甲0112	A甲0113	A甲0114	A甲0115	A甲0116
A甲0117	A甲0118	A甲0119	A甲0120	A甲0121	A甲0122
A甲0125	A甲0126	A甲0127	A甲0129	A甲0130	A甲0131
A甲0132	A甲0133	A甲0134	A甲0135	A甲0136	A甲0137
A甲0138	A甲0139	A甲0141	A甲0142	A甲0143	A甲0144
A甲0145	A甲0146	A甲0147	A甲0148	A甲0149	A甲0150
A甲0151	A甲0152	A甲0153	A甲0154	A甲0155	A甲0156
A甲0157	A甲0158	A甲0159	A甲0160	A甲0162	A甲0163
A甲0164	A甲0165	A甲0166	A甲0167	A甲0168	A甲0169
A甲0170	A甲0171	A甲0172	A甲0173	A甲0175	A甲0177
A甲0178	A甲0179	A甲0180	A甲0181	A甲0182	A甲0183
A甲0184	B0003	B0004	B0005	B0007	B0008
C0001	C0002	C0003			

電気機器組立て

配電盤・制御盤組立て作業

A甲0001	A甲0002	A甲0003	A甲0004	A甲0005	A甲0007
A甲0008	A甲0011	A甲0012	A甲0013	A甲0015	A甲0016
A甲0017	A甲0019	A甲0020	A甲0021	A甲0023	

シーケンス制御作業

A甲0001	A甲0002	A甲0003	A甲0004	A甲0005	A甲0006
A甲0007	A甲0008	A甲0009	A甲0010	A甲0011	A甲0012
A甲0013	A甲0014	A甲0015	A甲0016	A甲0017	A甲0019

A甲0020 A甲0021 A甲0023 A甲0024 A甲0025 A甲0026
 A甲0027 A甲0028 A甲0030 A甲0031 A甲0033 A甲0034
 A甲0035 A甲0036 A甲0037 A甲0038 A甲0039 A甲0041
 A甲0042 A甲0043 A甲0044 A甲0045 A甲0046 A甲0047
 A甲0048 A甲0049 A甲0050 A甲0051 A甲0052 A甲0053
 A甲0054 A甲0055 A甲0056 A甲0057 A甲0058 A甲0059
 A甲0060 A甲0062 A甲0065 A甲0066 A甲0067 A甲0068
 A甲0069 A甲0070 A甲0071 A甲0072 A甲0073 A甲0074
 A甲0075 A甲0076 A甲0077 A甲0078 A甲0081 A甲0082
 A甲0083 B0001

時計修理

時計修理作業

A甲0001 A甲0003 A甲0004 A甲0005 A甲0006 A甲0007

和裁

和服製作作業

A甲0001

プラスチック成形

射出成形作業

A甲0001 A甲0002 A甲0003 A甲0004 A甲0005 A甲0006

建築大工

大工工事作業

A甲0001 A甲0002 A甲0004 A甲0005 A甲0006 A甲0007
 A甲0008 A甲0009 A甲0010 A甲0011 A甲0012 A甲0013
 A甲0014

機械・プラント製図

機械製図CAD作業

A甲0002

電気製図

配電盤・制御盤製図作業

A甲0001 A甲0002 A甲0004 A甲0007 A甲0008 A甲0009
 A甲0012 A甲0013 A甲0014 A甲0015 A甲0016 A甲0019
 A甲0022 A甲0023 A甲0025 A甲0027 A甲0028 A甲0029
 A甲0031 A甲0032 A甲0033 A甲0036 B0001

農用地利用配分計画の認可申請及び縦覧公告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、石川県農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この公告に係る利害関係人は、当該縦覧期間満了の日までに、当該農用地利用配分計画について、知事に意見書を提出することができる。

平成27年3月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
松本 良弘	小松市八幡辛18-1	小松市八幡10ほか1筆
北野 眞次	小松市上八里町ニ319	小松市上八里町66-2ほか6筆
有限会社 嵐農産	小松市河田町ニ199-4	小松市上八里町9ほか5筆

川岸 次男	小松市馬場町ル13	小松市馬場町ぬ21ほか4筆
柴田 涉	小松市佐美町申255	小松市佐美町84ほか2筆
松本 亮一	小松市蓮代寺町ヌ16	小松市蓮代寺町は90ほか6筆
山本 邦盛	小松市蓮代寺町ヌ2	小松市蓮代寺町は157ほか1筆
街道 恒一	小松市北浅井町ち35	小松市北浅井町式号84ほか1筆
藤田 享一	小松市波佐谷町ヲ279	小松市波佐谷町西9-1ほか3筆
城下 弥一郎	小松市佐谷町東56-1	小松市波佐谷町西91ほか1筆
滝口 信男	小松市波佐谷町へ73-1	小松市波佐谷町西134
山下 孝之	小松市五国寺町丑45	小松市大野町144-1ほか5筆
柏田 一夫	小松市能美町イ103	小松市能美町ハ7ほか2筆
蔵本 孝雄	小松市能美町イ9-1	小松市能美町口61
徳田 和夫	小松市能美町イ28	小松市能美町ハ74
亀田 真司	小松市能美町イ124-1	小松市能美町口17-1ほか1筆
南山 孝一	小松市安宅新町甲18-71	小松市安宅新町ア15ほか2筆
源田 誠治	小松市下牧町一丁目32	小松市下牧町301ほか3筆
山田 登	小松市下牧町一丁目71	小松市下牧町182ほか4筆
川本 慎次	小松市下牧町一丁目18	小松市下牧町320
河本 恵子	小松市下牧町一丁目41	小松市下牧町15ほか1筆
農事組合法人 アイシーコマツフ ァーム	小松市小島町ホ88-1	小松市小島町56ほか1筆
元田 芳幸	小松市丸の内町二丁目100	小松市上牧町537ほか1筆
近藤 秀彦	小松市拓栄町393	能美市小長野町27ほか5筆
中山 常明	能美市館町甲160	能美市寺島町5-1ほか6筆
西野 昇吾	能美郡川北町字山田先出礼108- 1	能美郡川北町字土室甲36ほか1筆
宮川 吉則	能美郡川北町字橋口123-1	能美郡川北町字舟場島146-1ほか3筆
農事組合法人 あぐりあさひ	能美郡川北町字朝日イ7	能美郡川北町字土室229ほか1筆
中垣 彰	白山市吉田町66	能美郡川北町字土室171ほか1筆
農事組合法人 風と水	能美郡川北町字中島ヲ115	能美郡川北町字中島口9ほか1筆
宮本 明美	能美郡川北町字中島ハ46-1	能美郡川北町字中島イ50-1ほか2筆
農事組合法人 アグリ田子島	能美郡川北町字田子島ウ127	能美郡川北町字田子島ろ21-1ほか23筆
丸山 秀明	能美郡川北町字舟場島ハ93	能美郡川北町字田子島と16ほか6筆
有限会社 北次農場	能美郡川北町字朝日イ24	能美郡川北町字土室103ほか8筆
酒井 高志	能美郡川北町字田子島甲5	能美郡川北町字田子島39-1ほか1筆
梁 健一	能美市岩内町イ58	白山市向島町829ほか5筆
有限会社 ノモト農産	白山市相川町280	白山市相川町2957ほか3筆
有限会社 ハヤシ	白山市長島町20	白山市御影堂町562ほか12筆
津田 弥生	白山市藤木町5	白山市菅波町1091ほか10筆
有限会社 クリエイトファーム松 任	白山市相川新町2137-2	白山市相川町2832ほか3筆
三納 吉博	野々市市藤平98	野々市市下林二丁目104ほか16筆
中川 昇	かほく市野寺ホ81	かほく市野寺61ほか2筆
松田 義人	かほく市野寺ホ29	かほく市野寺26ほか1筆
山岸 忠義	かほく市上山田口118	かほく市下山田キ5
安下 哲也	かほく市森ヲ166-1	かほく市森ツ67ほか1筆
中村 善光	かほく市上山田レ219	かほく市森ヲ56ほか2筆
農事組合法人 鉢伏営農組合	かほく市鉢伏ト70	かほく市鉢伏ア84-1ほか7筆

北川 康夫	かほく市気屋ア28	かほく市気屋い472ほか3筆
山下 充	かほく市気屋ア3	かほく市気屋い485
岡田 忠司	かほく市元女リ17	かほく市若緑新112ほか8筆
大西 貢	かほく市黒川ヨ200	かほく市黒川東28ほか1筆
村松 稔	かほく市箕打ニ30-1	かほく市若緑カ110ほか2筆
アジア農業 株式会社	鳳珠郡能登町字当目60字33	鳳珠郡穴水町字東中谷カ1-1ほか79筆
農事組合法人 岩井戸農産	鳳珠郡能登町字黒川38-37	鳳珠郡能登町字五十里ろ37-1ほか5筆
谷口 幸雄	鳳珠郡能登町字五十里ケ54	鳳珠郡能登町字五十里は44ほか8筆
辻浦 芳一	鳳珠郡能登町字国光ハ62	鳳珠郡能登町字国光1-14-1ほか19筆

2 農用地利用配分計画の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

石川県農林水産部農業政策課

(2) 縦覧期間

平成27年3月13日から同月26日まで

3 意見書の提出先

石川県農林水産部農業政策課

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

基本測量実施公告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成27年3月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
基 本 測 量 （「電子国土基本図（地図情報）」修正 測量及び「国土広域情報」修正測量）	平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで	県内全域

経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求に関する公告

建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「省令」という。）第19条の6第1項及び第21条の2第1項の規定により、平成27年に行う建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第27条の26第1項の規定による経営規模等評価の申請及び法第27条の29第1項の規定による総合評定値の請求（以下「申請」という。）の時期及び方法等に関し必要な事項を次のとおり定めた。

平成27年3月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 審査基準日

審査の基準となる日（以下「審査基準日」という。）は、平成26年10月1日から平成27年9月30日までの間の決算日とする。ただし、新規設立業者で当該対象期間に決算日を有しないものの審査基準日は、個人にあつては事業開始の日、法人にあつては設立の日とする。

2 申請の時期

次に掲げる審査基準日の区分に応じ、それぞれに掲げる期間内で知事が指定する日時とする。

- 平成26年10月1日から同月31日までの間に審査基準日を有するもの 平成27年4月まで
- 平成26年11月1日から同月30日までの間に審査基準日を有するもの 平成27年5月まで
- 平成26年12月1日から同月31日までの間に審査基準日を有するもの 平成27年6月まで
- 平成27年1月1日から同年2月28日までの間に審査基準日を有するもの 同年7月まで
- 平成27年3月1日から同月31日までの間に審査基準日を有するもの 同年8月まで

- (6) 平成27年4月1日から同月30日までの間に審査基準日を有するもの 同年9月まで
 - (7) 平成27年5月1日から同年6月30日までの間に審査基準日を有するもの 同年10月まで
 - (8) 平成27年7月1日から同年8月31日までの間に審査基準日を有するもの 同年11月まで
 - (9) 平成27年9月1日から同月30日までの間に審査基準日を有するもの 同年12月まで
 - (10) 特別の事由により、(1)から(9)までに掲げる申請期間内に申請することが困難な者については、随時に申請することができるものとする。
- 3 申請の方法等
 - (1) 申請をしようとする者は、審査を希望する月の前月末日までに石川県土木部監理課建設業振興グループに往復はがきにより申し込むこと。
 - (2) 4に掲げる申請書類等は、郵送による受付を行わないので、別途知事が指定する日時に指定する場所に持参すること。
 - 4 申請書類等
 - (1) 申請書等及び添付書類
 - ア 申請書及び請求書
省令別記様式第25号の11により作成すること。
 - イ 添付書類
 - (ア) 省令第19条の8第1項に規定する書類
 - (イ) 省令第19条の5に規定する書類(総合評定値を請求する場合)
 - (ウ) 石川県土木部発行の「経営規模等評価等申請の手引き」において提出を求める書類
 - (2) 提示書類
石川県土木部発行の「経営規模等評価等申請の手引き」において提示を求める書類
 - 5 手数料の額及び納付方法
 - (1) 手数料の額
石川県手数料条例(平成12年石川県条例第7号)別表15の項に定める額
 - (2) 納付方法
石川県証紙を使用料(手数料)納入票に貼付して提出すること。
 - (3) 再審査に係る手数料等
法第27条の28又は省令第20条第2項に規定する再審査の申立てについて総合評定値の請求を行っていた者については、再審査においても総合評定値を通知することとし、(1)にかかわらず、総合評定値の請求に係る手数料は、徴収しないこととする。
 - 6 結果等の通知
経営規模等評価結果及び総合評定値の通知は、申請者宛に郵送する。
 - 7 国土交通大臣に対してする申請の時期及び方法
 - (1) 申請の時期
2に定める期間内
 - (2) 申請の方法
国土交通大臣が定める申請書類等を、石川県土木部監理課建設業振興グループに持参すること。
 - 8 問合せ先
石川県土木部監理課建設業振興グループ(金沢市鞍月1丁目1番地 電話番号076-225-1712)

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成27年3月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 借上件名及び数量
交通規制用資機材借上 一式
- (2) 調達件名の特質等

入札説明書による。

(3) 借上期間

入札説明書による。

(4) 設置場所

石川県警察本部が別途指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、平成26年度において競争入札参加者資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの契約に係る入札参加資格の確認を受けたものであること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 県の指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札者に要求される義務

入札者は、入札参加資格確認申請書を提出しなければならない。入札参加資格確認申請書には、次に示す事項について証明する書類を添えて平成27年3月24日（火）までに5(1)の提出場所に提出すること。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(1) 仕様書に定められる業務内容を公正かつ的確に遂行し得る者であること。

(2) 国又は地方公共団体が発注した各種の機器又は装置に係る借上げを受注し、又は履行した実績を有し、この公告に示した借上予定物品の納入が可能であると認められる者であること。

4 入札参加資格の確認の結果の通知

確認の結果の通知は、平成27年3月25日（水）までに入札参加資格確認結果通知書を郵送する等により行う。

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書及び入札参加資格確認申請書の交付場所並びに問合せ先

〒920-8553 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県警察本部庁舎4階 会計課 電話番号 076-225-0110

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

(3) 入札書の受領期限

平成27年3月26日（木）正午

（郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。宛先は(1)の提出場所とする。）

(4) 開札の日時及び場所

平成27年3月26日（木）午後1時30分 石川県警察本部庁舎2階 入札室

6 入札方法

入札金額は、1(3)の借上期間に係る貸貸借料総額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載

すること。

7 落札者の決定方法

石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札に関する注意事項

- (1) 入札参加者は、入札当日、入札参加資格確認結果通知書を提示すること。
- (2) 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。
- (3) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。

9 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者、入札参加資格の確認手続等を行わない者、入札に関する注意事項を遵守しない者及び入札心得に違反した者のした入札は、無効とする。

10 契約書作成の要否

要

11 入札保証金及び契約保証金

免除

選挙管理委員会

石川県選挙管理委員会告示第161号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数（県条例の制定又は改廃の請求及び県の事務等の監査の請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

平成27年3月13日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

18,811人

石川県選挙管理委員会告示第162号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）の数（県議会の解散の請求並びに知事、副知事、県選挙管理委員、県監査委員及び県公安委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

平成27年3月13日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

217,564人

石川県選挙管理委員会告示第163号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定による各選挙区別の選挙権を有する者の総数の3分の1（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）の数（県議会議員の解職請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

平成27年3月13日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

選 挙 区 名	最 低 署 名 者 数
金 沢 市 選 挙 区	121,987人

七尾市選挙区	15,673人
小松市選挙区	28,939人
輪島市選挙区	8,380人
珠洲市選挙区	4,669人
加賀市選挙区	19,415人
羽咋市羽咋郡南部選挙区	10,340人
かほく市選挙区	9,362人
白山市選挙区	30,043人
能美市能美郡選挙区	14,455人
野々市市選挙区	13,345人
河北郡選挙区	17,109人
羽咋郡北部選挙区	6,294人
鹿島郡選挙区	5,204人
鳳珠郡選挙区	8,293人

石川県選挙管理委員会告示第164号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）の数（県教育委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

平成27年3月13日

石川県選挙管理委員会

217,564人

